

地 拵 特 記 仕 様 書

作 業 種	作 業 仕 様	適 用 林 小 班 等
全刈地拵	植幅 0.5 m以上 置幅 1.7 m以内	89 と林小班（カラマツ）
全刈地拵	植幅 0.5 m以上 置幅 1.3 m以内	89 と林小班（広葉樹）

（注）寸法の単位は、m以下1位（10cm単位）とする。

植 付 特 記 仕 様 書

1 苗木の仕様

樹 種	苗 齢	長 さ	根元径	摘 要
カラマツ	2 年生	35 cm上	—	89 と林小班 (23,000 本)
ブナ	2 年生	30cm 上	4.0mm 上	89 と林小班 (510 本)
ミズナラ	2 年生	30cm 上	4.0mm 上	89 と林小班 (510 本)
コナラ	2 年生	30cm 上	4.0mm 上	89 と林小班 (510 本)
トチノキ	1 年生	25cm 上	—	89 と林小班 (510 本)

2 h a 当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植 付 樹 種	h a 当たりの 植付本数 (本)	苗木の植付間隔 (水平距離)		適用林小班等
		列 間	苗 間	
カラマツ	2,000	2.2m	2.2m	89 と林小班 (23,000 本)
ブナ	3,000	1.8m	1.8m	89 と林小班 (510 本)
ミズナラ	3,000	1.8m	1.8m	89 と林小班 (510 本)
コナラ	3,000	1.8m	1.8m	89 と林小班 (510 本)
トチノキ	3,000	1.8m	1.8m	89 と林小班 (510 本)

(注) 寸法の単位は、m以下1位 (10cm単位) とする。

苗木の仕様に変更がある場合は、監督職員に承諾報告書を提出すること。

忌 避 剤 散 布 特 記 仕 様 書

1. 作業方法等

散布対象は、区域内の幼齢植栽木（以下「植栽木」という。発生している有用天然木等で植栽木の配置状況等に応じて保存育成するものを含む。以下同じ。）とし、その方法は以下による。

薬剤の種類、散布量等は、事業内訳書のとおりとする。

- （１）原則として薬剤は乙が調達することとするが、その場合は使用する前に監督職員の確認検査を受けることとする。
- （２）手動散布機により散布する（霧無しノズルを使用）。
- （３）薬剤は貯蔵中に油分の分離を生じることがあるので、使用の際はよく攪拌して均一な状態としてから、所定量の水に希釈し、よくかき混ぜてから散布する。
- （４）薬剤の散布部分は、樹木の食害が予想される部分とし、監督職員の指示がある場合はその指示による。
- （５）散布に用いた器具等は、使用後直ちに洗浄する。なお、残りの薬剤は河川等に流さず、容器は環境に影響を与えないよう適切に処理する。

2. 安全上の留意事項

- （１）本作業事項に当たっては、安全研修等を実施し、薬剤の特性、事業実行上の注意、散布要領を全作業員に熟知させなければならない。
- （２）作業に当たっては、保護衣類（防護衣・手袋・マスク、保護メガネ等）を確実に着用させ薬剤を素手で握ったり、皮膚に付着したりしないようにするとともに、作業後は顔や手等の露出部を石鹸等でよく洗い、うがいをするなど、健康管理、災害防止に万全を期すこと。
- （３）間違っって眼に入った場合には、直ちに水洗いし、眼科医の手当を受ける。
- （４）作業中は、危険回避のため、関係者以外の立ち入りを禁止する措置を講ずること。

3. 実行上の留意事項

- （１）散布時の風向に留意し、風上から風下に向けて散布する。
- （２）散布直後の降雨、または強風時の使用は効果を減じるので、強風・雨天を避け、天候をよく見極めてから散布する。また、散布中に強風や降雨があった場合は、直ちに作業を中止する。
- （３）崩壊危険箇所、河川、沢等については、両側に１０m程度（常時流水のある沢については２０m程度）の間は散布しないこと。
- （４）薬剤の接受は、監督職員立会いのもとに厳正に行い、厳重かつ良好な状態で保管しなければならない。
- （５）空箱、空袋は確実に回収し、監督職員立会のもとに数量を確認し、適切に処理すること。

4. 忌避剤の仕様

- （１）性 状 全卵粉末水和剤（８０％）
- （２）有効成分 全卵粉末８０％、鉍物質微粉等２０％
- （３）効 果 ニホンジカに忌避効果が認められる。

(4) 安全性

ア) 毒物分類：普通物（劇物・毒物に該当しないもの）

イ) 魚毒性：A類

5. 忌避剤の散布量等

(1) 希釈倍数 10倍

(2) 使用液量 1本あたり 10～50mmℓ

6. 忌避剤の購入

獣害防除資材は請負者が購入し、設置前に監督職員の立ち会いのもと、品質・規格・数量等の確認を受けること。

7. その他

(1) この仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示による。

(2) 散布後、余分な忌避剤が生じた場合には監督職員に引き渡すこととする。

そ の 他

1. C S F（豚熱）の感染拡大防止のため、新潟県におけるC S F対策を熟知して適切な対策に努めること。